

平成27年(ワ)第1378号 九条俳句不掲載損害賠償等請求事件

原告 [Redacted]

被告 さいたま市

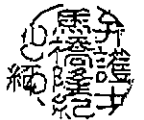
被告準備書面 (7)

平成29年1月20日

さいたま地方裁判所第6民事部合議係 御中

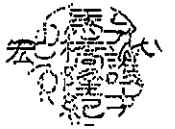
被告訴訟代理人弁護士

馬橋 隆



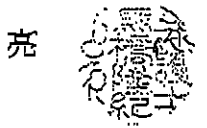
被告指定代理人弁護士

幸田



被告指定代理人

西 洸



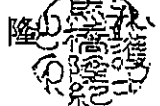
同

森 田 隆



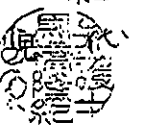
同

斎 藤



同

黒 須 雄



同

大 成 真理子



第1. 「公民館だより」の決裁関係情報について

1. 前回の口頭弁論において、被告指定代理人は、「公民館だより」の決裁は電子決裁によって行われ、これらが被告において保管されている旨回答した。
2. ところで、「公民館だより」の発行及びホームページへの掲載についての決裁に関する電子決裁関係情報については、保存期間を1年としている。
3. 平成26年度の「公民館だより」についても、当時、公民館の主幹であった保坂が、電子文書管理システムに記録した電磁的記録により起案を行い、公民館館長であった斉藤が決裁を行っていた。
しかし、保存期間が1年となっているために、平成28年4月1日付けで廃棄されている（乙第16号証。）
4. なお、現在も保存されている平成27年度の5月号の決裁情報については、乙17のとおりである。

第2. 教育委員会から教育長への事務の委任について（準備書面の訂正）

1. 教育委員会に属する事務の委任について、平成26年法律第76号による改正前の地教行法26条1項は、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定していた。
2. 「公民館だより」の編集、発行は、社会教育法5条において教育委員会の事務と規定されている「社会教育に関する情報の提供」（16号）としての定期刊行物の編集、発行に該当するが、地教行法26条2項及び事務委任規則2条各号に規定する事由に当たらないため、事務委任規則2条により教育長へ委任されている（なお、被告準備書面（1）第1, 2（2ページ3行目）及び被告準備書面（4）第3, 1（6頁9行目及び12行目）においては、地教行法「25条」としているが、平成27年4月1日施行の現行法における規定であり、「26条」と改める。）。

第3. 教育長の権限に属する事務の専決について

1. 教育長の権限に属する事務の専決について、教育委員会事務専決規程第3条は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとすると規定する。
2. そして、同規程別表は、個別専決事項として、生涯学習総合センターの使用料の還付をすること及び生涯学習総合センターの利用を許可することについては生涯学習総合センターの「課長」、拠点公民館及び地区公民館（常勤の館長を置く地区公民館を除く。）の利用を許可することについては拠点公民館の「課長」の専決事項とする。また、教育委員会事務専決規程3条1項により準用されるさいたま市事務専決規程は、別表第2（3条関係）、「1事務の執行」、14項において、「定期刊行物の刊行の決定及びその編集並びに発行（市の行政の方針、施策等が掲載されているものを除く。）に関すること」のうち「軽易なもの」を「課長」の専決事項とする（3号）。

拠点公民館長は、教育委員会事務専決規程2条8号における（教育委員会事務局）「組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設の長」に当たることから、同規程における「課長」に当る。

3. そして、毎月発行する「公民館だより」の各号の編集及び発行は、「定期刊行物の刊行の決定及びその編集並びに発行（市の行政の方針、施策等が掲載されているものを除く。）に関すること」のうち「軽易なもの」に該当する。
4. したがって、教育委員会事務専決規程における「課長」の専決事項であり、「公民館だより」については、公民館を所管する拠点公民館の「課長」である公民館長の専決事項となる。

よって、「公民館だより」の各号の編集及び発行は、専決権者である公民館長の決裁が必要とされる。

なお、公民館長は、非常勤の職員であることから、「課長」の専決事項だけではなく、教育委員会事務専決規程5条に規定する地区公民館の利用の許可及び市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第1項から第6項までのうち課長の専決事項についても、専決権限を有していない。

これらについても、公民館長が専決権者である。

第4. 法令等の定め

前記、第2及び第3の主張についての法令等の定めは以下の通りである。

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号による改正前のもの。以下「地教行法」という。）

(1) 第26条（事務の委任等）第1項

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

(2) 同条第2項

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第29条に規定する意見の申出に関すること。

（第3項 略）

2 さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年教育委員会規則第7号。平成27年教育委員会規則第6号による改正前のもの。以下「事務委任規則」という。乙第10号証。）

(1) 第1条（趣旨）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 第2条 (委任事務)

委員会は、次に掲げるもの及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- (1) 学齢児童・生徒の就学すべき学区の設定又は変更をすること。
- (2) 委員会の附属機関の委員の任免を行うこと。
- (3) 教科用図書採択に関すること。
- (4) 委員会表彰を行うこと。
- (5) 文化財の指定又は解除に関すること。
- (6) 人事の基本方針を定めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務を行うこと。

3 さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年教育長訓令第1号。平成28年教育長訓令第1号による改正前のもの。以下「教育委員会事務専決規程」という。乙第11号証。）

(1) 第1条 (趣旨)

この訓令は、別に定めるもののほか、市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 第2条 (用語の定義)

この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長の権限に属する事務について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時、教育長に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決権者 前号の規定による権限を有する者をいう。

(第4号及び第5号 略)

- (6) 副教育長 さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第6条第1項に規定する副教育長をいう。

(7) 部長 組織規則第2条第1項に規定する部の長及び組織規則第4条第2項に掲げる第1類の施設又は機関の長をいう。

(8) 課長 組織規則第2条第1項に規定する課の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）、組織規則第4条第5項に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の校長、生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。

(3) 第3条（部長、課長及び課内室長の専決事項）第1項

部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、市専決規程別表第2の2 人事・サービスの表第9項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。

(4) 第5条（地区公民館長の専決事項）

地区公民館長（拠点公民館を除き、常勤の者に限る。）の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 地区公民館の利用の許可

(2) 市専決規程別表第2の2 人事・サービスの表第1項から第6項までのうち、課長の専決事項

(5) 別表（第3条関係）

個別専決事項（部分）

生涯学習総合センター				
	課所名	専決事項	課長	部長
生涯学習総合センター	1	生涯学習総合センターの使用料の還付をすること。	○	
	2	生涯学習総合センターの利用を許可すること。	○	

拠点公民館	1 拠点公民館及び地区公民館（常勤の館長を置く地区公民館を除く。）の利用を許可すること。	○	
-------	----------------------------------------------	---	--

- 4 さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年教育委員会規則第1号。平成27年教育委員会規則第8号による改正前のもの。以下「教育委員会事務局組織規則」という。乙第12号証。）

(1) 第1条（趣旨）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、さいたま市教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の組織、事務分掌、職の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 第4条（施設又は機関）

ア 第1項

さいたま市教育委員会に置く施設又は機関は、これを第1類、第2類、第3類及び学校に分類する。

イ 第2項

第1類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる部が所管する。

部	施設又は機関
生涯学習部	生涯学習総合センター 中央図書館

ウ 第3項

第2類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる部又は館が所管する。

部又は館	施設又は機関
学校教育部	教育研究所 館岩少年自然の家

	学校給食センター
生涯学習部	青少年宇宙科学館 博物館 うらわ美術館
生涯学習総合センター	拠点公民館（さいたま市公民館条例施行規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号）第4条第2項に規定する公民館。以下同じ。）
中央図書館	拠点図書館（さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第2条第2項に規定する図書館。以下同じ。） 視聴覚ライブラリー

ウ 第4項

第3類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる所又は館が所管する。

所又は館	施設又は機関
館岩少年自然の家	赤城少年自然の家
拠点公民館	各拠点公民館が所管する地区公民館
拠点図書館	各拠点図書館が所管する地区図書館及び分館
博物館	浦和博物館 浦和くらしの博物館民家園 旧坂東家住宅見沼くらしっく館

（第5項 略）

5 さいたま市公民館条例施行規則（平成15年教育委員会規則第16号。平成27年教育委員会規則第1号による改正前のもの。乙第14号証。）

（1）第3条（公民館の統括）

ア 第1項

さいたま市立生涯学習総合センター（以下「センター」という。）は、全ての公民館を統括する。

イ 第2項

地区公民館のうち、別表第2の左欄に掲げる公民館は、拠点公民館として同表の右欄に掲げる地区公民館を所管する。

(2) 第4条（センターの所掌事務及び係）

ア 第1項

センターの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公民館の整備に関する事。
- (2) 公民館の予算編成・執行に関する事。
- (3) 公民館職員の研修に関する事。
- (4) 公民館事業の指導及び助言に関する事。
- (5) 公民館その他関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 生涯学習の調査及び研究に関する事。
- (7) 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関する事。
- (8) 社会教育関係団体等との連携及び交流に関する事。
- (9) 公民館運営審議会に関する事。
- (10) センターの維持管理に関する事。
- (11) センター事業の実施に関する事。
- (12) センターの施設利用に関する事。

イ 第2項

センターに次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 事業・企画係
- (3) 施設係

(3) 第5条（地区公民館の所掌事務）

地区公民館の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地区公民館の備品管理に関する事。
- (2) 地区公民館事業の実施に関する事。

(3) 社会教育関係団体等との連携及び交流に関すること。

(4) 地区公民館の施設利用に関すること。

(4) 第6条（拠点公民館の所掌事務）

拠点公民館は、地区公民館の所掌事務のほか、次の事務を所掌する。

(1) 所管する地区公民館（拠点公民館を含む。第4号において同じ。）の
予算執行に関すること。

(2) 所管する地区公民館事業の指導及び助言に関すること。

(3) 所管する地区公民館その他関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 所管する地区公民館の維持管理に関すること。

(5) 別表第2（第3条関係）

拠点公民館	地区公民館
さいたま市立指扇公民館	馬宮公民館、植水公民館及び内野公民館
さいたま市立大砂土公民館	日進公民館、宮原公民館及び植竹公民館
さいたま市立桜木公民館	大宮南公民館、大宮中部公民館、大宮北公民館、三橋公民館、大成公民館及び大宮東公民館
さいたま市立大砂土東公民館	片柳公民館、七里公民館及び春岡公民館
さいたま市立鈴谷公民館	大戸公民館、与野本町公民館、上落合公民館及び下落合公民館
さいたま市立田島公民館	土合公民館、大久保公民館、栄和公民館及び大久保東公民館
さいたま市立岸町公民館	領家公民館、浦和南公民館、上木崎公民館、大東公民館、仲本公民館、針ヶ谷公民館、本太公民館、仲町公民館、常盤公民館、北浦和公民館及び南筒公民館
さいたま市立文蔵公民館	南浦和公民館、谷田公民館、六辻公民館、西浦和公民館、別所公民館、東浦和公民館及び善前公民館
さいたま市立大古里公民館	三室公民館、尾間木公民館、原山公民館及び美園公民館

さいたま市立岩槻本丸公民館	岩槻本町公民館，岩槻南部公民館，岩槻北部公民館 及び岩槻城址公民館
---------------	--------------------------------------

6 さいたま市事務専決規程（平成15年訓令第8号。平成27年訓令第4号による改正前のもの。乙第15号証。）

別表第2（第3条関係）

共通専決事項

1 事務の執行（部分）

専決事項	課長	部長	局長	副市長
14 定期刊行物の刊行の決定及びその編集並びに発行（市の行政の方針，施策等が掲載されているものを除く。）に関すること。 (1) 重要なもの (2) 通例的なもの (3) 軽易なもの	○	○	○	

2 人事・服務（部分）

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 局長及び区長 (2) 局に属する局長相当職，部長（局に属する部長相当職を含む。以下同じ。）及び局に属する課長相当職 (3) 部に属する部長相当職及び課長（部に属する課長相当職を含む。以下同じ。）		○	○	○

(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
2 職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職，部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
3 勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職，部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
4 時間外勤務及び休日勤務の命令をする事。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職，部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
5 時間外勤務代休時間の指定をする事。	○			
6 週休日の振替え及び代休日の指定をする事。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職，部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長		○		

(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
----------------------	---	--	--	--

(以下略)

以上